

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <b>不動産取得税</b> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	土地改良法の規定による換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>【現行制度の概要】 換地計画により、土地改良法第53条の3の2第1項第1号に掲げる土地（創設農用地）を地区外の担い手が取得する場合、不動産取得税の課税標準の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第51条の2の特例により、令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する。</p> <p>【適用件数の実績、減収額の実績】 本特例は平成25年度に対象地域を限定しているが、これ以降適用件数の実績はなく、減収額の実績も0円である。</p> <p>【見直し内容】 本特例については、これまでの実績、今後の適用見込み等を踏まえ、令和5年度地方税制改正事項として延長要求を行わないこととする。</p>		
関係条文	地方税法附則第51条の2		
増収見込額	<p>[平年度] ー ( ー )</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>		
廃止又は縮減の理由	<p>本特例については、平成14年度に創設し、平成25年度に対象を全国一律から東日本大震災の津波区域を含む換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合に限定する改正を行い、以後2年毎に延長を行ってきた。</p> <p>しかし、改正以降適用実績はなく、また、今後ほ場整備事業の実施が予定されている福島県下においても、本特例措置の適用見込みがないことを確認している。</p> <p>以上のことから、本特例については廃止しても影響はないと考えられるため、令和5年度地方税制改正事項として延長要求を行わず、廃止を要求するものである。</p>		